



平成22年 5月21日

各 位

会 社 名 ハリマ化成株式会社
代表者名 代表取締役社長 長谷川 吉弘
(コード番号：4410 東証第1部、大証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 金城 照夫
(TEL：06-6201-2461)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月21日開催の取締役会において、平成22年6月25日開催予定の第68期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 社外取締役および社外監査役として、幅広く有能な人材を迎えられる環境を整備し、またその期待する役割を十分に果たすことができるようにするため、社外取締役および社外監査役との責任限定契約締結に関する規定を新設するものであります。なお、第28条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年 6月25日
定款変更の効力発生日	平成22年 6月25日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>第28条</u> (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、当社に対する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第28条</u>) <u>第35条</u></p> <p>(条文省略)</p>	<p><u>第29条</u>) (現行どおり) <u>第36条</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第37条</u> (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、当社に対する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第36条</u>) <u>第39条</u></p> <p>(条文省略)</p>	<p><u>第38条</u>) (現行どおり) <u>第41条</u></p>

以上